



ハグイオンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

P1

今期だけ可能な「節税策」ないですかね？

関与していない知り合いの会社の社長様から、数か月前に相談がありました。事情を聞きますと、今期だけ「コロナ特需」があって利益がそれなりに見込めるものの、来期からは通常の利益に戻るとのこと。そこで今期だけ何らかの対策を打って少し利益を減らし、法人税等の支払いを少なくしたいという相談でした。

笑いながら「そんなおいしい話はないですよ！」と返答したものの、せっかくの依頼なので、「一度検討してみましょう！」と返事し、決算書と申告書を見せていただきました。そして、「節税策」（「課税の繰り延べ」を含む）を、下記の13の項目（簡潔記載ご容赦下さい）にわたり検討することを提案しました。

拝見した決算書・申告書は、予想以上に手が付けられていませんでした。少し検討しただけで、対策はいくらでも出てきました。本来「発生主義」に基づいて処理されるべきと思われる会計処理や、税務上の特例を利用した税務処理が、ほとんどなされていなかったからです。

したがって、皮肉？なことに、特別な費用支出を行わなくても、会計処理と申告処理を少し変更するだけで、社長の求める金額にほぼ近い十分な「節税」（実際はほとんどが「課税の繰延べ」）が可能となりました。

1. 社会保険料の未払計上（期中支払の給与・賞与対応の会社負担分）
2. 固定資産税の未払計上（賦課決定日に1年分を未払計上すれば損金処理が可能）
3. 事業所税の未払計上（製造原価分は未払計上すれば損金処理が可能）
4. 短期前払費用の活用（家賃等1年以内の契約で変更後每期継続処理が必要）
5. 倒産防止共済は満額加入済み？（最大240万円までの前納制度あり）
6. 少額資産の前倒し購入（年間300万円の範囲で可能）
7. 修繕の必要性はないか？（たまたま該当箇所があればの話です）
8. 設備投資はないか？（減価償却費の増加や特別償却費・特別控除の適用）
9. 貸倒懸念債権はないか？（損金算入要件を満たす貸倒処理が必要）
10. 含み損の実現（不動産・株式・ゴルフ会員権・棚卸資産など）
11. 決算賞与の支給（期末までに個人に金額通知し、期末日以降1月以内の支払い）
12. （役員）退職金の支給（たまたま適当な人がいらっしやればの話です）
13. 関係会社・関連会社は？（関係会社間取引の見直し・適正化を行う）

ただ、念のため申し上げますと、上記のすべてを私どものお客様で提案しているわけではありません。それは、会社によって諸々事情は異なりますし、会計処理には「簡便性」や「継続性」も必要であるからです。決算期によっては効果がないものもあります。ご質問がおありの社長様は、一度私どもの担当者へお尋ね下さい。



ハクションレター



FAX INFORMATION

Vol.298 2021 / 7月号

FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



情報

申請をお考えのかたは早めの準備を！ (令和3年度姫路市産業デジタル化支援補助金)

P2

昨年11月にも募集のあった姫路市産業デジタル化支援補助金の受付が令和3年7月20日(火)からはじまります。

前回、申請を考えていたけど間に合わなかった方や、新たにデジタル機器等の購入を考えておられる方には嬉しいお知らせですね。

今回は、令和2年11月20日～令和3年2月1日までの受付期間でしたが、応募者が多く予算額をオーバーしたため、前倒して12月15日に締め切りとなりました。(消印有効)

今回も多くの申請が予想されるので、申請をお考えの方は受付が開始されたらすぐに申請できるように、早めに準備されることをお勧めします。

また、登録事業者の発表は7月13日となっておりますが、前回の登録事業者も対象となる可能性がありますので、前回の情報を参考にされるのも良いかと思います。

募集内容は前回とほぼ変わりありません。詳しくは姫路市のHPもしくは尾上会計事務所までお気軽にお問い合わせください。

姫路市HP：<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000014157.html>



情報

お客様情報

西谷屋のオンラインショップがオープンしました！

西谷屋は日々の暮らしをたのしくする様々なアイテムを販売しています。

◇da botto (ダボット)

ゆったりと、ちょっとオーバーサイズ。たぷっとしたシルエットにこだわった日常着。

現在は子ども服を中心に商品を展開しています。

◇schomojinale (スコモジナーレ)

さまざまなハンディを持つ人たちが、共に過ごし、手をうごかし、たのしさを作り出している中で、彼らのありのままの魅力をカタチにして、みなさんのもとにお届けします。現在はワッペンなどを販売中です。気になる方はぜひ覗いてみてください。

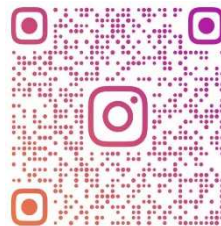
HP：www.nishidaniya.com

Instagram：nishidaniya

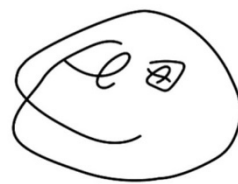
イメージキャラクター
otto(オット)ちゃん

OPEN!

15 JUNE 2021



NISHIDANIYA

www.nishidaniya.com

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

☐ 下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX



事業を再構築してみませんか？

P3

最初の緊急事態宣言から一年以上がたち、コロナ禍は直接的、間接的なものも含め大きな影響を企業に与えています。このような状況で自社の職種、営業形態、人員の状況などが今回のような状況に対して強いのか、弱いのか浮き彫りになったケースも多いように思います。

現状でコロナ禍により大きなダメージを受けており、今後の自社の事業を思い切って転換しようとお考えであれば、すでに話題となっている「事業再構築補助金」を活用してみてもはいかがでしょうか。

対象となるのは以下の3要件を満たす、新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築を目指す中小企業等になります。

- ①2020 年 10 月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019 年又は 2020 年 1～3 月）の同3か月の合計売上高と比較して 10%以上減少している。
- ②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
- ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均 3.0%（一部 5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均 3.0%（一部 5.0%）以上増加の達成。

補助額は中小企業の通常枠で 100 万円～6,000 万円（補助率 2/3）、緊急事態宣言特別枠（2021 年 1～6 月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で 30%以上の減少が要件）の中小企業で 100 万円～500 万円（従業員数 5 人以下、補助率 3/4）となっていて、設備投資などを伴う事業再構築には大きな助けとなります。

上記の要件で最もハードルが高く、補助採択の決め手となるのが②の事業計画となります。計画は尾上会計事務所や有限会社ユアブレーションも登録する「認定経営革新等支援機関」と連携して作成することになりますが、このような計画を作るとは、普段から経営計画や事業計画になじむ機会の少ない社長様にとっては、自社の強み、弱みを整理してそれを生かすまたは克服するために知恵を振り絞る大変良い機会となります。

この補助金は 2 回目の公募が 7 月 2 日をもって終了しますが、今後 3 回程度が予定されています。初回の採択結果も公表されていて、事業計画書の概要なども公表されていますので、気になった方はホームページをご覧ください。何か現状を打破するいいアイデアが生まれてくるかもしれません。

補助金はもらえるに越したことはありません。しかし、これを機に自社の将来について腰を据えてじっくり考えてみる。そのことにとても大きな意味があると思います。（記事担当：井上）

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

☐ 今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX

認定支援機関である会計事務所が提供する主な支援内容

「経営力向上計画」策定支援

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）について、国の認定を得ることができます。

経営力向上計画を策定し、国の認定を受けると…

金融支援や優遇税制など多数の「優遇措置」を受けることが可能になります。
経営力向上計画は、認定支援機関の支援を受けながら策定することができます。



「経営改善計画」策定支援・モニタリング支援



金融機関からの融資を受ける際や、借入金の返済条件変更（リスク）を金融機関に申し出る際には「経営改善計画書」の提出が必要になることがあります。認定支援機関では計画書の作成支援から、作成後のモニタリングまで支援することができます。

経営改善計画策定に係る費用が補助される制度があります

経営革新等支援機関の支援を受けながら経営改善計画を策定する場合、一定の要件を満たせば費用の2/3（最大200万円）が補助される制度があります。

補助金申請支援（事業承継補助金など）

国が公募する補助金の中には、認定支援機関の支援がなければ補助金申請ができないものがあります。例えば、「事業承継補助金」は、認定支援機関の確認書がなければ補助金申請することができません。

認定支援機関の支援を必要とする補助金の一例

- ・事業承継補助金
- ・経営改善計画策定支援事業（補助金）



資金調達に関する支援

認定支援機関の指導・助言を受けながら事業計画や経営計画を作成することで、低利融資を受けられる可能性があります。例えば、日本政策金融公庫では特別利率（低利率）で貸付をおこなう「中小企業経営力強化資金」などの制度があります。また、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む場合に、信用保証協会が保証料を減免する制度「経営力強化保証制度」などもあります。